（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第九十二条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の項を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第九十三条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条　削除

第十六条第三項中「指定都市及び」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第二十一条第一項において「指定都市」という。）及び」に改める。

第二十一条第一項中「当該合併市町村の区」の下に「（総合区を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

（地域再生法の一部改正）

第九十四条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の七第二項中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第十七条の十五第二項において同じ。）」に改め、同条第五項第一号中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改め、同項第二号中「第四条第二項第一号イ」を「第四条第六項第一号イ」に改める。

第十七条の十五第二項中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同条第四項第一号中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改め、同項第二号中「第四条第二項第一号イ」を「第四条第六項第一号イ」に改める。

（会社法の一部改正）

第九十五条　会社法の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第九十二条第五項」を「第九十七条の四第五項」に改める。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条　前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第九百四十三条の規定の適用については、旧農協法第九十二条第五項（附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）において準用する前条の規定による改正前の会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新農協法第九十七条の四第五項において準用する新会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

第九十七条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「農業委員会」の下に「（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中「市町村」の下に「（農地法第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）」を加え、「（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　農業委員会は、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この条において同じ。）である所有権移転等促進計画について第一項の決定をしようとするとき（当該所有権移転等促進計画に係る農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。）であるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合については、この限りでない。

5　前項に定めるもののほか、農業委員会は、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地である所有権移転等促進計画について第一項の決定をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

第八条第二項ただし書中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第十五条中「第七条第四項」を「第七条第六項」に改める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十八条　施行日前にされた前条の規定による改正前の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（次項において「旧農山漁村活性化法」という。）第七条第一項の決定は、前条の規定による改正後の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（次項において「新農山漁村活性化法」という。）第七条第一項の決定とみなす。

2　前項の場合において、旧農山漁村活性化法第七条第五項の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であって、新農山漁村活性化法第七条第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が新農山漁村活性化法第二条第三項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る新農山漁村活性化法第五条第八項に規定する所有権の移転等の内容が新農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。以下この項において同じ。）である所有権移転等促進計画に係る農用地の全部又は一部が三十アールを超える農地であるときは、都道府県知事は、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正）

第九十九条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項第一号中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第百条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「都道府県農業会議」を「農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。第四十七条第四項第十五号及び第四十九条第八項第五号において同じ。）」に改め、同条第四項第一号中「第四条第二項」を「第四条第六項」に改め、同項第二号中「第四条第二項第一号イ」を「第四条第六項第一号イ」に改める。

第四十七条第四項ただし書中「場合」の下に「又は第十六号に掲げる協議にあっては農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合」を加え、同項第十五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第十六号中「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（第四十九条第八項第六号において単に「都道府県機構」という。）」に改める。

第四十九条第八項に次のただし書を加える。

ただし、第六号に掲げる事項にあっては、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合における同号に定める者への協議については、この限りでない。

第四十九条第八項第五号中「都道府県農業会議」を「農業委員会」に改め、同項第六号中「都道府県農業会議」を「都道府県機構」に改める。